

<定例研究会報告要旨>

第 1622 回（10 月 18 日）

農業者の老後保障の現状と問題点

— 女性農業者の年金を中心に —

(全国農業みどり国民年金基金理事長)

杉 浦 彦 展

わが国の老年（65 歳以上）人口の割合は 13.5 %（1993 年）であるが、2020 年には 25.5 %と国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上になると予測されている。老年世帯の生活費のうち、公的年金に頼る比率が 50 %を超えている現状にあり、これからの高齢化社会に年金は欠かせない。

わが国の公的年金制度は、明治の初めに軍人・官吏の恩給制度として開始されたものであるが、戦時中に労働者年金保険が発足し、その後被用者年金は、各種の共済年金、厚生年金保険制度となった。自営業者のための公的年金制度が発足したのは、昭和 36 年の国民年金からである。昭和 61 年に公的年金の抜本的な改革が行われ、全国民に共通する基礎年金制度が確立された。現在、国民年金（基礎年金）の被保険者総数は 6,894 万人であり、このうち、第 2 号被保険者（サラリーマン）は 3,832 万人、第 3 号被保険者（サラリーマンの妻）が 1,211 万人、第 1 号被保険者（自営業者等）は 1,851 万人である。サラリーマンは、基礎年金に上乗せする形で、所得比例の厚生年金又は共済年金に加入しているが、自営業者には、農業者年金基金を除いて上乗せ年金はない。このため、自営業者又は農業者の配偶者などを対象とする公的年金制度として、国民年金基金制度が平成 3 年度に発足した。

現在（平成 4 年度末）、農業者年金基金の加入者（被保険者）数は 48 万人、受給権者数は 70 万人である。農業者年金基金については、年金額の 5 割という高率の国庫補助が行われ、平成 3 年度からは、年金財政が安定するまでの措置として、実質 75 %の国庫補助が行われている。農業者年金基金に加入することができる者は、経営主又は後継者であって、65 歳までに一定の期間があるものとされている。農業経営の一部を任せてもらっている者も、加入するには、自分名義（使用収益権でよい）の農地が一定面積以上あることが必要である。

基礎年金の上乗せ年金に加入できない人のために、国民年金基金が設けられた。この国民年金基金には、職能型と地域型がある。農業者年金基金に加入できない農業者（農業者の配偶者、高年齢で農業に U ターンした人等）のためには、全国農業みどり国民年金基金が設けられた。国民年金基金は、月額 68 千円まで全額社会保険料控除の対象になるほか、給付についても、年額 1,400 千円（65 歳以上の場合）まで非課税とされている。また、事務経費の一部を国が補助している。第 1 号被保険者のうち、みどり国民年金基金加入対象者は数十万人と考えられるが、これまでの加入者は 2 万人である。

農村では、生活設計が世帯単位で考えられることが多く、また、農業者年金基金には遺族年金制度がない。農村で働く女性の年金権は、未だ確率しているとは言えない。こうしたことから、みどり国民年金基金への加入を促進しているところであるが、女性の年金に理解をもつ熱心なリーダーがいる地域では、加入が進んでいる。

(文責・堀越孝良)